

徳島県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

長島 知也	施術者の氏名	
	旧	施術所の名称
鍼灸マッサージK E i R O W 鳴門中 央ステーション	新	はりTomomo鍼灸 院
	施術所の所在地	
	鳴門市撫養町大桑 島字湊岩浜二二 三五 濱口ビル一 〇一	
	変更年月日	
	令和七年一月 一日	